

中国蝗災対策史

—蝗は天災か人災か—

今井 秀周

はじめに

一 蝗の祭

二 災異説と蝗

三 災異説の功罪

四 災異説の否定

五 捕蝗の推進

六 防蝗の徹底 むすび

はじめに

蝗とは稼穡を害するバッタと、そのバッタの大発生によつて起きる災害をさす。蝗による灾害は、中国では昔から水害、旱害と並んで恐れられ、その被害は極めて甚大であった。空を真っ黒に塗りこめるほど多数のバッタ（以下蝗）が、風に乗つて移動しながら増殖していく。これを飛蝗という。そして蝗が降りた所の作物は徹底的に食い尽される。そのため一旦蝗に襲われると、食物が無くなり、人相食む惨状に至ることが珍しくなかつた。

蝗は普通イナゴと訓じられる。イナゴといえば、草原や田畠で飛びはねている、採つては佃煮にして食べた、コバネイナゴがすぐに想起されるが、中国の古記録に頻りに現れる蝗の大部分はそのイナゴではなく、大發生して群飛するトノサマバッタなどのバッタ類で、トビバッタと呼ばれるものである。普段バッタは草原でばらばらに生活しているが、何かの原因でその生育地域が密度過剰になると、その形態に変化が生じる。これまで緑色であつた体が黒褐色になり、体も翅もずっと大きくなる。そして新しい土地で産卵するために群飛を始めるのである。⁽¹⁾

蝗はどうすれば防ぐことができるのか。これは古来の大問題であり、現在でも盛んに研究が行われている。その主な研究は、やはり災害対策を目的としたものであるが、こと中国の蝗については、過去に膨大な記録が蓄積されていることから、その歴史的側面も興味深い研究対象となつてゐる。

その成果を概観してみると、中国の蝗の歴史に最もはやく目を向けたのは鄧拓氏で、氏は『中国救荒史』の中で、国家による治蝗政策が次第に厳しさを増していく様を述べた。

そしてこのあとには、天野元之助氏の「徐光啓の『農政全書』と除蝗考」、加藤繁氏の「支那の害虫駆除法に就いて」、周堯氏の「中国早期昆虫学研究史（初稿）」、鄒樹文氏の「論徐光啓『除蝗疏』」等の論著がつき、主として農学史の面から治蝗技術資料の解釈や評価を行つた。また澤田瑞穂氏の「驅蝗神」のように、蝗退治の神々について詳述したものもある。⁽²⁾

中国の蝗問題の重要性、そして治蝗技術の発達は、こうした先学の研

究によって既にかなり明らかにされたと言つてよい。

しかし中国の長い蝗対策の歴史を理解するには、まだ検討が十分に行われていない部分がある。それは治蝗を妨げた動きについてである。蝗は雨や旱とは性格の異なる災害である。雨や旱には、人間は如何ともし難いが、しかし蝗は昆虫だから、蝗を殺せば殺すほど災害を抑えることができる。そこで当然のこと、大概の農夫たちは蝗に見舞われると、これを懸命に打ち払った。ところがある思想や迷信、また政治組織などが、しばしばその行動を阻んだのである。とくに為政者の間に、蝗を殺すべきでないとする思想が長期に亘ってはびこつたのは、全くの不幸であった。つまり治蝗は決して技術の発達どおりには進まなかつたのである。したがつて蝗対策の歴史を見る場合、せつかくの技術や努力を実らせなかつたそれらの影響は、非常に重要な部分となる。

今 これまで中国の蝗に対する先学の関心は主に技術面にあり、この点にはあまり触れられなかつた。そこで拙稿では、とくにこの治蝗を妨げた力に焦点をあて、それと技術の発達とを見比べながら、治蝗の歴史を描いてみようと思う。

一 蝗の祭

トビバッタを蝗という文字で表すのは『呂氏春秋』や『史記』に始ま

る。⁽³⁾ 此れ以前、『春秋』には螽と記され、『詩』には阜螽、螽斯、斯螽、⁽⁴⁾ 腓などと記された。地域によつても使われる文字は異なり、例えば揚雄の『方言』（晋郭璞註）には、

𧈧（即蝗也、莫鯁反）、宋魏之間、謂之𧈧（音貸）、南楚之外、謂之𧈧

である。また別に蝗の子を表す文字があり、『春秋』は蠒と記し、『爾雅』は𧈧と記し、唐宋よりあとには蝻という文字が現れる。⁽⁵⁾ このように蝗を表す文字や音は、時代地域によつて様様であるが、後世には主に蝗と蝻の文字が用いられるようになつた。

さて駆除の方法がまだよく知られていなかつた昔、人々は蝗にどのように対処していたかといふと、祭祀や呪術に頼ることが多かつた。もちろん自分たちの畠に蝗が現れれば、人々はこれを穴に埋めたり焼いたりして殺した。⁽⁶⁾ しかし蝗が圧倒的な数になると、それはもう徒労でしかなくなる。蝗の前で茫然とした人々が考えた対策は、神を祭ることであり、蝗を呪うことであつた。

最も古い祭神の記事は、『礼記』に見ることができる。

天子大蜡八、伊耆氏始為蜡、蜡也者索也、歲十二月、合聚萬物、而索饗之也、：曰、土反其宅、水歸其壑、昆虫母作、草木帰其沢、
（郊特牲）

周は大蜡という祭を行い、農耕生活に関する八つの神を祭つた。その八番目が昆虫の神で、蝗はその中に含まれていた。この祭では「土水草木すべて本来あるべき所にあれ」と祝詞が述べられ、「作（おこ）るなかれ」と昆虫の神に請願が為された。

蜡はほんらい毎年末に開かれる国家祭祀であつたが、八つの神の中に農耕の大敵である昆虫が含まれていたことから、しだいに昆虫の退散を希求する農民の間に広まつていつた。その民間の祭所は八蜡廟とよばれ、祭は昆虫の発生に応じて隨時行われた。⁽⁷⁾ 昆虫の中で最も恐れられたのは

蝗で、多くの地域で蝗は虫王と呼ばれ、虫王廟というものも建てられた。⁽⁸⁾

なお一説には、蜡は昆虫そのものではなく、昆虫を退治してくれるものを祭つたのだといい、元馬端臨の『文献通考』にはこうある。

沙隨陳氏曰、：曰昆虫者、先儒謂昆虫害稼、不当与祭、乃易以百種、是不然。所謂昆虫者、非祭昆虫也、祭其除昆虫而有功於我者也、除昆虫者、不一而足、如火田之人、捕蝗之子、禽鳥或能食之、霜霰或能殺之、以其不一而足、故直曰昆虫焉耳、（卷八五、郊社考、八蜡の条所引、宋陳祥道『礼書』）

そう言われてみると、たしかに加害者の虫に懇願するよりも虫を退治してくれる神を祭る方が、効果を期待できそうである。清代を例にとると、とりわけよく祭られた劉猛將軍というのが、そうした神であつた。顧祿の『清嘉錄』は、蘇州での劉猛將軍の祭をこう記している。

（正月）十三日、官府致祭劉猛將軍之辰、澈人駢于吉詳庵、庵中燃銅燭二、大如梧棬、半月始滅、俗呼大蠟燭、相伝、神能驅蝗、天旱

祷雨輒應、為福獻畝、故鄉人酬答、尤為心憮、前後數日、各鄉村民、擊牲獻醴、擡象游街、以賽猛將之神、謂之待猛將、穹窿山一帶農人、

昇猛將、奔走如飛、傾趺為樂、不為慢亵、名曰趨猛將、（卷一、祭猛將）

この劉猛將軍は民間の俗神であるが、同条の案語に、

國朝雍正十二年、詔有司、歲冬至後第三戊日、及正月十三日致祭、とあるように、雍正帝がその致祭を命じている。劉猛將軍はそのころ、國も無視できないほど民衆の信仰を集めていたのである。

劉猛將軍が誰であるか、諸説は概ね宋元時代の劉姓の人物を当ててい

るが、実際のところよくは分からぬ。この点については、前掲澤田氏の論考に詳しい。

昆虫退治の神は、宋元より古い時代にも見つかる。『水經注』には、百虫將軍という神が載つてゐる。

有百虫將軍顯靈碑、碑云、將軍姓伊氏、諱益、字隕數、帝高陽之第二子伯益者也、晉元康五年七月七日、順人吳義等、建立堂廟、永平元年二月二十日、刻石立頌贊、示後賢矣、（卷一五、洛水、又東過

偃師縣南の条

その名から推せば、百虫將軍はあらゆる虫を率いていたのであろう。

蝗の問題にも関与したことが推察される。しかしこの神の由来も、大変古い所に結び付けられていて怪しげである。『史記』などにある古伝説とも合致しない。おそらくこの神もまた、虫退治の必要から民間で作り上げられたものなのであろう。

次は道教の神に驅蝗を祈った例である。『道藏』には「太上元始天尊說消殄虫蝗經」という經典がある。

爾時元始天尊、在大羅天上、玉京山中、為諸大眾、廣宣妙法、時有太極真人、長跪端簡、上白天尊、言曰、伏見天下人民、耕桑為本、養育身形、須藉田蠶、近代以來、虫蝗競起、水旱不調、侵損苗稼、天下萬民、惶惶憂懼、男女悲哀、无处祈禱、人民躬詣名山祭拜、全无所応、虫蝗不滅、雨沢未期、不知凡夫積何罪業、所求无応、惟願天尊、特賜開悟、

天尊曰、吾見天下人民、每年豐熟之時、全無敬信、不荷三光、将其

穀米賤慢、雞踏狗踐、拋散糞穢、非為使用、並元護惜、皆是乾象觀見、天下人民、不生敬信、致命虫蝗水旱、所見如斯、今得真人所奏、

吾甚欣然、謹遣五帝大魔三元官屬、六甲神將、五嶽四瀆、風伯雨師、雷公電母、二十四炁神君、洞府名山、八大龍王、五穀精靈、一切龍神、今於下界、收攝虫蝗、使風調雨順、天下萬民、改惡從善、宜於宮觀靈壇仙靖洞府之中、建立道場、安排真像、或一日二日、乃至七日、齊心精潔、燒諸名香行道、念誦經文、設齋醮祭、上告乾象星宿尊神、作大福利、乃得虫蝗消殄、雨順風調、五穀秀成、倉庫盈滿、

人民歡樂、國土太平、衣食自然、

天尊乃說偈曰、人生不積善、災厄所來侵、耕種不專勤、虫蝗水旱臨、

杳冥難可測、恍惚不知尋、人生若敬重、萬禍不來侵、衆生行慈考、天然福果因、如斯敬大道、歲歲保豐登、

天尊說是頌畢、及諸大眾、太極真人等、一切稽首、歡喜踊躍、作禮而退、信受奉行、（『明正統道藏』洞真部、本文類所收）

このなかで元始天尊は「蝗災は、収穫のときに天地への敬信を疎かにすると起る。道場を建て、斎心行道に励み、諸神に祈るべし云々。」と説いている。そして蝗虫を收摶し風調雨順ならしめるために天尊が派遣する神はといふと、五帝・大魔・三元官属・六甲神将・五嶽四瀆・風伯雨師・雷公電母・二十四炁神君・洞府名山・八大龍王・五穀精靈・一切龍神とたいへんな数にのぼる。さすがの天尊も、蝗を消殄させるのは容易でなかつたようである。

次には呪詛の形を見てみよう。『史記』卷二八、封禪書には、蝗を発生させたものを呪つたという記録がある。

見、天下人民、不生敬信、致命虫蝗水旱、所見如斯、今得真人所奏、

（太初元年）是歲西伐大宛、蝗大起、丁夫人・雒陽虞初等、以方祠詛
匈奴・大宛焉。⁽⁹⁾

太初は漢の武帝の年号である。次章で述べるが、その時代蝗災は戦争と深い繋がりがあると考えられていた。そこで丁夫人らは、大宛を討つた時たまたま起つた蝗を匈奴や大宛の所業とみて、方祠によつて彼らを詛い、災いを消そうとしたのである。漢の武帝がこうした神秘的な考え方や呪術を好んでいたことは、あらためて説明するまでもないであろう。

呪詛にはまた、蝗そのものを呪うという方法もあった。そのよく知られたものに、唐の太宗が蝗を生呞したという話がある。

貞觀二年六月、京畿旱、蝗食稼、太宗在苑中、掇蝗呪之曰、人以穀為命、而汝害之、是害吾民也、百姓有過、在予一人、汝若通靈、但當食我・無害吾民・將吞之、侍臣恐上致疾、遽諫止之、上曰、所冀移災朕躬、何疾之避、遂吞之、是歲蝗不為患、（『旧唐書』卷三七、五行志）

以上蝗の祭や呪詛のいくつかを見てきたが、蝗災は何も歴史時代に始まつたわけではなく、人間が農耕生活を営み始めたときから存続する問題である。したがつてこうした対処は、農耕生活とともに古来行われてきたものである。祭や呪詛に頼ろうとする傾向は、学問のない一般民衆にとくに強かつた。⁽¹⁰⁾近世になつても民衆は、相変わらず祭祀や呪詛をし続けた。しかしそれでは蝗災はなくならない。懸命に神を祭れば祭るほど、被害は拡大してしまうのである。神秘的な力にすがろうとする彼らを、いかにして殺虫作業に向かわせるか、それは時時の為政者にとって

常に大きな課題であった。

二 災異説と蝗

無数の蝗を打ち殺そとすれば多数の人員が必要となり、その多数の人員をうまく動かすには有能な纏め役が必要である。それを実現させるのは、もちろん国王、皇帝の命令であり、中央地方にいる官僚、僚吏たちである。しかし、その肝心な為政者らが非科学的な思考に囚われると、どうしようもない事態を招いてしまう。とくに漢から唐初に至る間には、そうした問題が顕著にあり、治蝗は一向に進展しなかつた。

漢の時代、武帝が亡くなると、それまで災害対策に重用されていた方

祠方術は次第に影をひそめ、そのあと代わって、儒家のいわゆる災異説の論理が幅を利かせるようになつた。それが蝗対策を阻害したのである。

災異説とは周知のように、董仲舒をはじめ劉向、劉歆らによつて説かれた理論で、自然現象と社会現象との間には緊密な連関があるとする古くからの考え方、天人感應説や陰陽五行説によつて解釈整理したものである。その災異説によれば、もし政治の中に誤った所があれば、必ず自然現象に相応の異変が現れるという。自然現象は、いうまでもなく中国の最高神である天が齋すものであり、異変は天からの譴告である。したがつて異変が生じたときは、天の子である皇帝はすぐに身を正して政治に努めなければならぬ。もしそれを怠れば、天から罰が下されることになる。⁽¹⁾ では災異説は蝗をどのように説明しているのであらうか。

災異論が大凡纏められている『漢書』の五行志によれば、蝗は陽氣によつて生じると云う。

伝曰、言之不從、是謂不艾、厥咎僣、厥罰恒陽、厥極憂、時則有詩
妖、時則有介虫之孽、：介虫孽者、謂小虫有甲飛揚之類、陽氣所生
也、於春秋為螽、今謂之蝗、皆其類也、（『漢書』卷二七中之上、五
行志中之上）
それなら蝗を生む陽気はなにがもとで高まるかというと、同志に続い
てこうある。

言上号令、不順民心、虛譁慣亂、則不能治海内、失在過差、故其咎
僣、僣、差也、刑罰妄加、羣陰不附、則陽氣勝、故其罰常陽也、旱
傷百穀、則有寇難、上下俱憂、故其極憂也、君炕陽而暴虐、臣畏刑
而柑口、則怨謗之氣、發於謠謡、故有詩妖、

また五行志中之下には、

桓公五年秋、螽、劉歆以為、貪虐取民則螽、介虫之孽也、与魚同占、
劉向以為、介虫之孽、屬言不從、：諸螽略皆從董仲舒說云、
とある。要するに、君主が「貪虐取民」すなわち人民を虐待し甚だしく
搾取すると、陰陽のバランスが崩れ、そこで陽気が勝つて蝗が起きると
いうのである。これを天の意思として捉えると、天が人君に貪虐取民の
事実を悟らせようとして、蝗を発生させたことになる。五行志にはそこ
ここに、蝗は「暴虐賦斂之愆」「虐取於民之効」だと書かれている。

その貪虐取民という社会状況は、もつと具体的にいえば、主として戦
争を指したようである。

戦争が原因となつて蝗が生じるとは、五行志のどこにも明言されてい
ないのであるが、しかし介虫之孽としてまとめられた、五行志の蝗もし
くは蝗に似た虫による灾害記録には、ちょうどそのとき行われた戦争を

併記したものが多い。春秋の桓公五年から漢平帝の二年に至る間の被災記録は全部で二十三。そのうち半数以上に戦争の事が書かれている。

五行志から漢代の蝗を一通り引いてみると、次のとおりである。

景帝中三年秋、蝗、先是匈奴寇邊、中尉不害將車騎材官士、屯代高柳、

武帝元光五年秋、螟、六年夏、蝗、先是五將軍衆三十萬、伏馬邑、欲襲單于也、是歲、四將軍、征匈奴、

元鼎五年秋、蝗、是歲、四將軍、征南越及西南夷、開十余郡、

元封六年秋、蝗、先是、兩將軍征朝鮮、開三郡、

太初元年夏、蝗、從東方薋至敦煌、三年秋、復蝗、元年武將軍征

大宛、天下奉其役連年、

征和三年秋、蝗、四年夏、蝗、先是、一年、三將軍衆十余萬、征匈奴、
征和三年、武將七萬人、沒不還、

今 井 秀 周

平帝元始二年秋、蝗一偏天下、是時王莽秉政（以上五行志中之下）、
ここには、蝗は戦争の「応」であるとか「効」であるといった説明はない。しかしながら「蝗」の後に「これより先」とか「この歳」として戦争を記しているのは、蝗と戦争との因果関係を示したとしか考えられない。

戦争で兵士が矛と矛を交えるのは、陽気の塊の衝突である。そして戦争は兵士のみならず後方の人々すべてに負担を強いる。その状況はまさしく貪虐取民である。陽気の面からいつても貪虐取民の面からいつても、戦争がもつ特質は蝗の発生原理と全く一致する。こうした所からみれば、災異論者らが蝗と戦争との関係を考えていたことは明らかである。

蝗を戦争と関連づけるのは、災異理論より以前からあったことかもしれない。宋の羅大経の話はそれを示唆している。
蝗災每見於大兵之後、或言乃戰死之士冤魂所化、雖未必然、但余曩在湖北、見捕蝗者、雖群呼聚喊、蝗不為動、至鳴金擊鼓、則聳然而聽、若成行列、則謂為殺傷滲氣之所化、理或然也、（『鶴林玉露』卷一五、蝗の条）

たしかに蝗の大きな体や荒々しい習性には、兵士や戦争を想起させるところがある。また蝗を戦死者の冤魂であると見れば、戦争の後によく蝗が起きることも納得されよう。右は宋代の話であるが、古代人がこれと同じ様に蝗を見ていたとして不思議はない。もしかすると、災異説の蝗発生の原理は、こうした迷信の影響を受けたものかもしれない。

五行志に蝗の主因が戦争事態だと明記されなかつたのは、おそらく朝廷を恐れ憚つたためであろう。

国を維持拡大するには戦争が不可欠であった昔のことである。もし蝗の発生原因を戦争だと決めつけたらどうなるであろう。よほど戦時政策に、君主はじめ誰もが認めるような問題点があれば別であるが、それは国策を否定することになつてしまふ。

災異論者は自然現象と社会現象とを緻密な論理で結び付け、それを政治に持ち込むことに成功した。しかし理論が如何にうまく組み立てられているとしても、政道を批判することには慎重でなければならない。そこで災異論者や五行志を撰した班固らは、自らの理論が成立し、かつ国策を咎めないようにと、あえて明言を避けたのである。

それは五行志全体の書き方にも反映されているように思われる。前引

五行志の文にある、周代の螽の説明と、漢代の蝗の説明を比べると、前者には至つて詳しい解説があるので、後者にはごく簡略にしか書かれていない。このように時代によつて精粗のある五行志の書き方は、後世『漢書』の中で五行志が最も粗雑であると批判される所以であるが、これは災異論者が、聖朝の事にできるだけ直接的具体的に触れないよう注意しつつ文言を組み立てたことから生じたものであろう。

しかし戦争は国の中重要な施策であり、頻繁におこなわれる。たとえ理論書は曖昧に仕上げることができたとしても、実際に蝗が発生すれば、朝議に於いて蝗と戦争との関係に触れないわけにはいかないであろう。そのとき災異論者はどのように説明したのか。この疑問には、前章で述べた、丁夫人が蝗災をおさめようとして敵国を詛つた行為が参考になる。つまりそうした時には、たしかに戦争は様々な害悪を引き起すが、悪いのは敵国であり、蝗の原因は敵国にあると説くのである。戦争での正義は常に我が方にある。そこで悪いのはあくまで敵国だと唱えながら、民の救済に努める。このようにすれば、たとえ蝗の原因は戦争だと説いても、国を謗ることにはならない。

ところで蝗の発生記録をながめると、蝗はとりわけ旱の後に多いように見える。それは確かにそうした事があるわけで、なぜなら從来湿っていた草原がひどく乾燥すると、そこに棲む蝗は食草難に陥り、群飛して他の地に逃れようとする生態基盤ができるからである。もしこの因果関係が分つていれば、蝗対策の流れはまた違つたかもしれないが、しかし災異論者はそれに気づかなかつた。

五行志に記された旱の原因是、蝗と少し違つてゐる。陽気の高まりから起るとする点は同じであるが、旱を惹き起す陽気が高まるのは、炕陽すなわち人民に恩恵を与えないからだと云う。⁽¹³⁾ このように災異理論が旱と蝗の原因を別の所に置いたことも、蝗対策を遅らせる一因となつたと思われる。

三 災異説の功罪

儒教の災異説によつて蝗の発生原因は明らかにされ、対策方法もはつきりと示された。蝗が発生すると、天子はすぐさま災異説に則つて政治を顧み、自らの行いを正し、善政を施して天の心を撼動するのに努めることとなつた。儒教は漢以降いづれの王朝でも政治理念とされたから、蝗災が起るたびに、どの天子も基本的にこうした対応をとつた。

儒教思想が高揚され、隅々にまで浸透していくと、この災異説の影響は更なる広がりを見せる。本来行いを正して蝗を治められるのは天子唯一人であつたが、それが官吏にまで及んでいったのである。

卓茂、字子康、南陽宛人也、父祖皆至郡守、茂、元帝時學於長安、事博士江生、習詩・礼及歷筭、究極師法、稱為通儒、：後以儒術舉為侍郎、給事黃門、遷密令、：平帝時、天下大蝗、河南二十余縣、皆被其災、獨不入密縣界、督郵言之、太守不信、自出案行、見乃服焉、（『後漢書』伝一五）

宋均、字叔庠、南陽安衆人也、父伯、建武初為五官中郎將、均以父任為郎、時年十五、好經書、每休沐日、輒受業博士、通詩・礼、善論難、：遷九江太守、：中元元年、山陽・楚・沛多蝗、其飛至九江

界者、輒東西散去、由是名称遠近、（『後漢書』伝三一）

卓茂は前漢末、宋均は後漢始めの人。ともに詩や札に通じた儒学者であつた。蝗が彼らの治める地域を避けたことは、儒教のすばらしさを示すものであり、後の治蝗論議にはきまつてこれらの話が引用される。

また『搜神記』にも、別の似た話が載っている。

後漢徐栩、字敬卿、呉由拳人、少為獄吏、執法詳平、為小黃令時、屬県大蝗、野無生草、過小黃界、飛逝不集、刺史行部、責栩不治、栩棄官、蝗應声而至、刺史謝令還寺舍、蝗即飛広、（卷一二）

賢者の居る地域は蝗の被害を受けないということであれば、役人にはぜひ賢人を選びたい。賢人の登用は、政治上珍しいことではないが、後漢には明らかに治蝗を企図した賢人の抜擢が行われた。そのとき選ばれた者の一人、西華の令戴封は至行の人物で、しかも消災伏異の能力を持つていた。果たして蝗や旱が起ると、彼は期待通りの力を發揮してくれたという。

戴封、字平仲、濟北剛人也、年十五、詣太学、師事鄧令東海申君、：詔書求賢良方正直言之士、有至行能消災伏異者、公卿郡守各舉一人、郡及大司農俱舉封、公車徵、陞見、对策第一、擢拜議郎、遷西華令、時汝・潁有蝗災、獨不入西華界、時督郵行縣、蝗忽大至、督郵其日即去、蝗亦頓除、一境奇之、其年大旱、封祷請無獲、乃積薪坐其上以自焚、火起而大雨暴至、於是遠近歎服、（『後漢書』伝七一、獨行）

このように災害を鎮めたり防いだりできる人物が官属の間に現れるのは、天子にとつてはあまり有難いことでなかつたであろう。本来ならば

天の意思是天子に伝えられる。そして天の心を撼動するのも天子の特権である。それを官属らに行われたのでは、天子の沾券に関わるであろう。かといって儒教精神からすれば、立派な役人は顕彰すべきであり、咎めるわけにはいかない。

このころの天子の気持が見える一文が『芸文類聚』にある。

鄭弘、為鄉令、永平十五年、蝗發太山、郡國被害、過鄉不集、郡以狀上、詔書以為、不然、自朕治京師、尚不能攘蝗、鄉令何人而令消弭、遣案驗之、（『芸文類聚』卷一〇〇、災異部所引『会稽典錄』）

永平は後漢明帝の時代である。明帝は「朕ですら蝗を払うことができないのに、県令ごときにどうして」と、ご機嫌斜めである。この話はどこまで確かに分からぬか、全くの虚構とも思えない。消災能力を持つ賢人を積極的に捜した皇帝もあつたが、中には賢人の存在を不愉快に思った皇帝もあつたに違いない。

さてこうした記録から分かるように、はじめ災異説は蝗災の原因を解明し、蝗災を収束させるため、為政者に行いを正すことを求めたのであるが、それがやがては、行いが正しければ蝗は発生しないということになつていった。これには一面歓迎すべき所もある。蝗が起きると立派な人物が用いられ、酷吏が除かれ、あるいは免罪が許された。しかし反面、その結果として天子や役人の能力と人間性ばかりに目が向けられてしまい、肝心の殺虫作業が疎かされるという問題を招いてしまった。

この儒教の徳治による問題は、やがてさらに深刻なものとなつた。蝗は退治してはならないという考え方まで生み出したのである。つまり無闇に多数の虫を殺せば、陰陽の調和が崩れ、反つて事態を悪くしてしまつ。

また殺虫作業を行えば、必ず烟を傷めるし、人々の混乱に乗じて奸詐を働く役人が現れる。だから政治を行うものが精進して徳を磨き善政を施すことに努めるのが、最善の治蝗策だというわけである。南朝宋の范泰は、それをこう論じている。

(元嘉三年)秋旱蝗、又上表曰、陛下昧旦丕顯、求民之瘼、明斷庶獄、

無倦政事、理出羣心、沢謠民口、百姓翕然、皆自以為遇其時也、災

變雖小、要有以致之、守宰之失、臣所不能究、上天之譴、臣所不敢
誣、有蝗之処、縣官多課民捕之、無益於枯苗、有傷於殺害、臣聞、
桑穀時亡、無假斤斧、楚昭仁愛、不禁自瘳、卓茂、去無知之虫、宋

均、因有異之虎、蝗生有由、非所宜殺、石不能言、星不自隕、春秋

こうした解釈は唐初まで振われたのである。

之旨、所宜詳察、(『宋書』卷六〇、范泰伝)

こうなると、災異説は蝗対策にとつて全く危険な思想である。しかも

こうした解釈は唐初まで振われたのである。

平帝紀)

漢代、災異理論は自然現象を強力に政治、社会と結び付け、自然現象が科学的な分析を受ける余地を失わせた。そしてその理論が『漢書』五行志に纏められ、歴代の正史が『漢書』に倣つて五行志を載せ続けると、そのあと自然現象は常に五行志によつて理解されることになった。五行志は不可思議な自然現象をうまく説明してくれて、政治を担当する儒学者らは、これに疑問を投げかけなかつた。

はじめ漢代の災異論者が旱と蝗を結び付けなかつたのは、仕方のないことであろう。まだ参考にできる記録の数が少なかつたからである。しかしその後歴代正史の五行志は、膨大な旱と蝗災の記録を蓄積した。にもかかわらず、儒学者らは長い間、両者の関係に気づかなかつた。記録

はただ蓄えられただけで、改めて解析されることはなかつたのである。

以上の状況を見れば、中国に於ける蝗災対策がなかなか進まなかつた主因は明らかである。儒者が災異説に拘泥し、五行志に対する検証を怠つて、蝗を天の齋したもの、言い換えれば全くの天災としたことである。

では次に思想を離れて、漢代に行われた実質的な蝗対策について見てみよう。といつてもその記録は一つしかない。

(元始二年夏四月)郡国大旱、蝗、青州尤甚、民流亡、安漢公・四輔、漢の元始二年に、国が捕蝗に乗り出し、捕獲した蝗の量に応じて人々に錢を給したという記録がある。

(元始二年夏四月)郡国大旱、蝗、青州尤甚、民流亡、安漢公・四輔、三公・卿大夫、吏民、為百姓困乏獻其田宅者、二百三十人、以口賦貧民、遣使者捕蝗、民捕蝗詣吏、以石斛受錢、(『漢書』卷一二、平帝紀)

このときの蝗災は極めてひどかつた。右の記事のあとには、租税の免除、疾疫対策、死者の葬錢等々のことが細かく述べられている。蝗の捕獲量に応じて錢を与えたのは、貧民を救済するためではない。蝗に襲われて茫然としている人々を、報奨金によつて治蝗作業に向かわせようとしたものである。蝗が発生したら、それを捕えるのを当然とする後世では、この策は普通のこととなる。しかし古記録に見えるのはこの一件だけで、このあと唐に至る間には全く見られない。これは当時としてはよほど珍しい対策であったのである。災異説が政治に深く関わり、殺虫の非まで唱えられた時代では、大規模な治蝗作業などなかなか実施できなかつたのである。

なお後漢明帝の永平三年に次のような詔が下されたことがある。

三年春正月癸巳、詔曰、朕奉郊祀、登靈台、見史官、正儀度、夫春者、歲之始也、始得其正、則三時有成、比者水旱不節、邊人食寡、

政失於上、人受其咎、有司其勉順時氣、勸督農桑、去其螟蜮、以及

蟻賊、詳刑慎罰、明察單辭、夙夜匪懈、以稱朕意、（『後漢書』紀二）

この詔の中に「去其螟蜮、以及蟻賊」と云うのは、『詩』⁽¹⁴⁾ の太田から

引いたもので、螟・蜮・蟻・賊とは、蝗などの害虫をさす。唐の姚崇は、

この詔は除蝗を命じたものだと言うが、しかし詔の文全体を読むとそ

は思えない。これは気候の不順を心配した明帝が、年の始めに当たつて、

これ以上政治に失敗して人民が天の咎めを受けることがないようとに、

有司に諭したものと理解される。

四 災異説の否定

唐の中頃になると、蝗災対策史上、画期的なことがおこる。宰相姚崇

が「蝗捕う可し」と主張し、反対派を抑えて強引に捕蝗を行つたのであ

る。それは玄宗の開元四年に起つた大蝗災の時のことである。彼はこう

論じた。

崇奏曰、毛詩云、秉彼蟊賊、以付炎火、又漢光武詔曰、⁽¹⁵⁾ 勉順時政、

勸督農桑、去彼蝗蜮、以及蟊賊、此並除蝗之義也、虫既解畏人、易為驅逐、又苗稼皆有地主、救護必不辭勞、蝗既解飛、夜必赴火、夜中設火、火辺掘坑、且焚且瘞、除之可尽、時山東百姓、皆燒香礼拜、禾設祭祈恩、眼看食苗、手不敢近、自古有討除不得者、祇是人不用命、但使齐心戮力、必是可除、乃遣御史分道殺蝗、⁽¹⁶⁾ 〔『旧唐書』卷九六、姚崇伝〕

このときの被災地域は、河南、河東を中心として北中国の全域に及んだ。姚崇が得た情報によれば、山東の人々は蝗を礼拝し、恩恵すら願っているという。そこで崇は各地に御史を派遣し、蝗退治を命じて言つた。

「蝗は驅逐し易きもの。これまで討除に成功しなかつたのは、真に力を合わせて行わなかつたからである。」こうした明快な討除論が朝廷において口にされたことは、嘗てなかつた。この捕蝗はこれまで堅持されてきた儒教の理論との真に向からの対決と言つてよい。崇の命令は激しい抵抗を受けることになった。

汴州の刺使倪若水は、姚崇が派遣した御史の捕蝗作業を拒否し、抗論した。

汴州刺史倪若水執奏曰、蝗是天災、自宜修德、劉聰時、除既不得、為害更深、仍拒御史、不肯應命、崇大怒、牒報若水曰、劉聰偽主、德不勝妖、今日聖朝、妖不勝德、古之良守、蝗蟲避境、若其修德可免、彼豈無德致然、今坐看食苗、何忍不救、因以飢饉、將何自安、幸勿遲迴、自招悔吝、若水乃行焚瘞之法、獲蝗一十四萬石、投汴渠、流下者、不可勝紀、（同右）

朝廷内では、崇と災異論者との論戦が続いた。

時朝廷喧議、皆以驅蝗為不便、上聞之、復以問崇、崇曰、庸儒執文、不識通變、凡事有違經而合道者、京有反道而適權者、昔魏時、山東有蝗傷稼、緣小忍不除、致使苗稼總尽、人至相食、後秦時有蝗、禾稼及草木俱尽、牛馬至相噉毛、今山東蝗虫、所在流滿、仍極繁息、實所稀聞、河北・河南、無多貯積、倘不收穫、豈免流離、事繫安危、不可膠柱、縱使除之不尽、猶勝養以成災、陛下好生惡殺、此事請不

煩出敕、乞容臣出牒处分、若除不得、臣在身官爵、並請削除、上許

之、（同右）

姚崇は「ほんくら儒者らは書物の文字にばかり固執して、社会の動きに通じる知恵を持つていない。」と論陣を張り、最終的に、皇帝は崇の考えを是とした。

それでもなお宰相盧懷慎は、旧来の災異理論によつて崇を説得しようとした。「蝗は天が下された災いである。人の力では制止できない。皆がそう言つている。だからどうか聞き入れて欲しい。」

黃門監盧懷慎謂崇曰、蝗是天災、豈可制以人事、外議咸以為非、又殺虫太多、有傷和氣、今猶可復、請公思之、崇曰、楚王吞蛭、厥疾用瘳、叔敖殺蛇、其福乃降、趙宣至賢也、恨用其犬、孔丘將聖也、不愛其羊、皆志在安人、思不失礼、今蝗蟲極盛、驅除可得、若其縱食、所在皆空、山東百姓、豈宜餓殺、此事崇已面經奏定訖、請公勿復為言、若救人殺虫、因緣致禍、崇請獨受、義不仰閑、懷慎既庶事曲從、竟亦不敢逆崇之意、（同右）

姚崇はこれにも頑として応ぜず、捕蝗を遂行した。結局この捕蝗作戦は成功し、蝗は治まつた。

しかしこのときの捕蝗は、姚崇の考えが正しいとされたわけではなかつた。即位して間もない皇帝の傍らで大権を振る彼を恐れ、しぶしぶ従つたというのが実のところであった。姚崇伝には、それがこう記されてゐる。

蝗因此亦漸止息、是時、上初即位、務修德政、軍國庶務、多訪於崇、同時宰相盧懷慎、源乾曜等、但唯諾而已、崇獨當重任、明於吏道、

断割不滯、（同右）

諫議大夫の韓思復は、姚崇に対抗して「天災がここまで広まつては如何ともし難く、陛下には身を正し、人民を救済し、至高の人物を登用されるのが天の咎を休める道であります。」と論じ、一時皇帝の心を捉えたことがあつたが、事後そんな彼に対する姚崇の態度はとりわけ厳しかつた。

（韓思復）開元初、為諫議大夫、時山東蝗蟲大起、姚崇為中書令、奏遣使分往河南、河北諸道、殺蝗蟲而埋之、思復以為、蝗蟲是天災、當修德以禳之、恐非人力所能翦滅、：上深然之、出思復疏以付崇、崇乃請遣思復、往山東檢蝗蟲損之處、及還具以實奏、崇又請令監察御史劉沼、重加詳覆、沼希崇旨意、遂垂撻百姓、廻改田狀、以奏之、由是河南數州、竟不得免、思復遂為崇所擠、出為德州刺史、：

（『旧唐書』卷一〇一、韓思復伝）

姚崇の命令は実行されたものの、随所で彼への反感が渦巻いていた。両『唐書』には、この後の捕蝗を述べた記事が一つもない。もしかすると姚崇の退陣後には、再び天災論者が巻き返したかもしれない。

しかしながら唐が終わつて五代になると、蝗退治の様様な技術の試みや、精力的な作業の記録が続々と出てくる。⁽¹⁷⁾やはり姚崇が敢然として行つた捕蝗は、旧来の消極的な考え方から脱して積極的な捕蝗に向かう一大契機となつたと言わなければならぬ。

姚崇の議論をふりかえると、彼は災異説が誤つてゐるとは一言も言つてない。彼が説いたのは常に「蝗災を放置すれば、被害はますます大きくなる」という、現実的対処の必要であった。災異論者が大勢を占め

る中では、さすがに災異説を直接誇ることは避けたのであろう。とはいへ彼が天災論を信じていなかつたことは、そうした状況下で捕蝗を敢行したことによらかである。彼の目には、蝗は天譴でなく唯の昆虫として映つていたに違ひない。

南北朝のころから、蝗に対する生態観察が次第に進んでいたから、姚崇が天災論を否定した背景には、こうした知識の普及があつたのかもしれない。⁽¹⁸⁾

蝗の生態に目が向けられた最初の痕跡は、晋代にある。

常以蝗向生時、各部吏案行境界、行其所由勒生苗之内、皆令周徧、

（『晋令』、『芸文類聚』卷一〇〇、災異部所収）

これは蝗の発生時期を迎えて出された警戒巡視の命令である。綿密な巡回調査は、蝗対策の第一段階であり、この繰り返しによつて生態の正確な知識が得られる。そして得られたのが次のようないく結果であつた。

河東大蝗、唯不食黍豆、斬準率部人、収而埋之、哭声聞於十余里、後乃鑽上飛出、復食黍豆、（『晋書』卷一〇二、劉聰載記）

河朔大蝗、初穿地而生、二旬則化、状若蠶、七八日而臥、四日蛻而飛、彌亘百草、唯不食三豆及麻、（『晋書』卷一〇四、石勒載記）⁽¹⁹⁾

前者には蝗の摂食の習性が記され、後者には蝗の成長過程が述べられている。若干疑問の部分はあるものの、生態はほぼ正しく捉えられてゐる。こうした観察や分析が重ねられれば、蝗の神秘性はだんだんと薄れていく筈である。

但しせつかく観察しても、それが不十分であつたり迷信に影響された

りすると、考察を誤ることがある。『後漢書』五行志や梁の任昉の『述異記』は、蝗は魚などが化したものだと言つてゐる。

安帝永初四年夏、蝗、是時西羌寇乱、軍衆征距、連十余年、（李賢注）識曰、主失礼煩苛、則旱之、魚螺變為蝗虫、（『後漢書』志一五、

五行三）

江中魚化為蝗、而食五穀者、百歲為鼠、（『述異記』）

逆に蝗が水に入ると魚や蝦に変わるという説も、宋の書物に見えてゐる。

蝗一生九十九子、皆聯綴而下、入地、常深寸許、至春暖始生、初出如蠶、五日而能躍、十日而能飛、喜旱而畏雪、雪多則入地愈深、不能復能出、蝗為人掩捕、飛起蔽天、或墜陂湖間、多化為魚蝦、有漁人、於湖側置網、蝗墜圧網至沒漁、輒有喜色、明日拏網、得蝦數斗、（『墨客揮犀』卷五）

蝗はよく湿地帯が乾くことによつて発生するから、おそらくそこで見誤つたのであろう。これらの説は頗る強く信じられ、近世まで殆ど疑われることがなかつた。

五 捕蝗の推進

『宋史』の中には、これ以前の正史に比べると格段に多い蝗災記事が現れる。⁽²⁰⁾ また被災状況の説明も至つて細かくなつてゐる。ここにきて突然蝗が多発するはずはない。宋代になるとそれだけ蝗に対する調査が密度を増し、蝗と戦おうとする意欲が高まつたと考えられる。捕蝗はいよいよ確かな成果を上げ得る段階に入ったのである。

災異説が説かれても、それに同調する者は少なくなつた。葉夢得の

『避暑錄話』に、つぎのような話が載っている。

錢穆甫為如臯令、会歲旱蝗發、而泰興令獨給郡將云、縣界無蝗、已而蝗大起、郡將詰之、令辭窮乃言、縣本無蝗、蓋自如臯飛來、仍檄如臯、請嚴捕蝗、無使侵鄰境、穆甫得檄、輒書其紙尾、報之曰、蝗虫本是天災、即非県令不才、既自敝邑飛去、卻請貴縣押來、未幾、伝至郡下、無不絕倒、（卷下）

ここでは天災論が笑いのネタになつてゐる。災異説が既にかなり衰えた証拠である。

さて災異説の束縛から脱すると、次には如何にして確実に役人を動かすかという難題が待つていた。

蝗は常に飛び回る。しかも飛び降りた先々で子を産み続ける。そのため一寸でも油断すると被害は拡大してしまう。そこで捕蝗には、各地域間の協力が不可欠となる。蝗の発生、飛行の情報を素早く連絡しあつて民衆に捕蝗作業を指示するのである。⁽²¹⁾その点、宋は整然とした統治機構を持つていたから、捕蝗に必要な役人組織、監理体制は万全であつたよううに見える。ところがその組織は、うまくは動かなかつた。

役人にとって蝗は全く迷惑かつ厄介な代物である。まず捕蝗作業を指

揮すること 자체が大変な仕事である。民衆はといえば、神を祭るばかりで蝗に手を出そうともしない。しかも首尾よく蝗を退治できればよいが、もしうまくいかなければ処罰は必至である。そこで、それならいっそごまかすのが上策と考える者がでてくる。もちろん仕事の困難を云々する以前に、役人も人様様で、中には蝗について何も知識を持たない者がいるし、民衆の苦しみなど全く意に介しない者もいる。

次に引く蘇軾の書簡には、そうした役人の姿が綴られている。

史館相公執事、軾到郡二十余日矣、民物椎魯、過客稀少、真愚拙所宣久处也、然災傷之余、民既病矣、自入境見、民以蒿蔓裏蝗虫、而瘞之道左、累累相望者、二百余里、捕殺之數、聞于官者、幾三萬斛、然吏皆言、蝗不為災、甚者或言、為民除草、使蝗果為民除草、民將祝而来之、豈忍殺乎、軾近在錢塘、見飛蝗自西北来、声乱浙江之濤、上翳日月、下掩草木、遇其所落、彌望蕭然、此京東余波、及淮浙者耳、而京東独言、蝗不為災、將以誰欺乎、郡已上章詳論之矣、願公少信其言、特与量蠲秋税、或与倚閣青苗錢、疎遠小臣、腰領不足、以薦鉄鍼、豈敢以非災之蝗、上罔朝廷乎、若必不信、方且重複檢按、則饑羸之民、索之於溝壑間矣、：（『上韓丞相論災傷手實書』『經進東坡文集事略』卷四三所収）

また欧陽脩は、捕蝗のときには必ず不正を働く姦吏が現れ、人民が二重に苦しんでいると詩に歌つてゐる。

捕蝗之術世所非、欲究此語興於誰、或云豐凶歲有数、天孽未可人力支、或言蝗多不易捕、驅民入野踐其畦、因之姦吏恣貪擾、戶到頭歛無一遺、蝗災食苗民自苦、吏虐民苗皆被之、吾嗟此語祇知一、不究其本論其皮、驅雖不尽勝養患、昔人固已決不疑、秉蟊投火況旧法、古之去惡猶如斯、既多而捕誠未易、其失安在常由遲、詭詭最說子孫衆、為腹所孕多焜熖、始生朝畝暮已頃、化一為百無根涯、口含鋒刃疾風雨、毒腸不滿疑常飢、高原下濕不知數、進退整若隨金鼙、嗟茲羽孽物共惡、不知造化其誰尸、大凡萬事悉如此、禍當早絕防其微、蝗頭出上不急捕、羽翼已就功難施、只驚群飛自天下、不究生子由山陂、官書立法空太峻、吏愚畏罰反自欺、蓋藏十不敢申一、上心雖惻

何由知、不如寛法折良令、告蝗不隱捕以時、今苗因捕雖踐死、明歲猶免為蠻菴、吾嘗捕蝗見其事、較以利害曾深思、官錢二十買一斗、示以明信民爭馳、歛微成衆在人力、頃刻露積如京坻、乃知孽虫雖甚衆、嫉惡苟銳無難為、往時姚崇用此議、誠哉賢相得所宜、因吟君贈廣其說、為我持之告採詩、『歐陽文忠公文集』外集卷三、答朱宋捕蝗詩)

難に臨んで反つて害を及ぼすのでは、何のための役人であろうか。そこでとられた対処は、罰則の強化であった。

治蝗を等閑にした場合の罰則規定は、唐律の中に初見する。

諸部内有旱澇霜雹虫蝗為害之處、主司應言、而不言□及妄言者、杖七十、覆檢不以實者、與同罪、若致枉有所徵免職重者、坐贓論、

（『故唐律疏議』卷一三、戸婚中、部内旱澇霜雹の条）

これが宋朝になると更に厳しくなり、宋の董煟の『救荒活民書』拾遺に引かれた淳熙敕にはこうある。⁽²²⁾

諸虫蝗初生、若飛落、地主鄰人、隱蔽不言、耆保不即時申擧撲除者、各杖一百、許人告、
各職官、承報不理、及受理而不即親臨僕除、或撲除未尽、而妄申
尽淨者、各加二等、

金朝では捕蝗図が配られた。

（泰和八年七月乙巳）詔頒捕蝗圖于中外、（『金史』卷一二、章宗紀）
因致次年生發者、杖一百、
諸蝗虫生發飛落及遺子、撲掘不尽、致再生長者、地主耆保、各杖一百、

諸給散捕取虫蝗穀、而減尅者、論如吏人鄉書手攬納稅受乞財物法、

諸係公人、因撲掘虫蝗、乞取人戶財物者、論如重祿公人因職受乞法、
諸令佐、遇有虫蝗生發、雖已差出、而不離本界者、若緣虫蝗論罪、
並依在任法、

右の条文からは、蝗災のたびに起こった様様な問題を窺うことができ
る。地主たちが蝗の討除を怠つたときの罰則に加え、役人の怠慢、不実
な対処について設けられた条項が多い。救荒用の穀物をごまかすとか、
治蝗作業に乗じて民に経費を要求するといった役人の不正も見えている。

金朝も罰則を厳しくした。『金志』卷一二、章宗紀にそれが見える。

（泰和八年七月庚子）詔更定蝗虫生發坐罪法、

金朝の律は、まとまつた形では今に伝わっていないが、おおよそ唐律によつたものであつたという。⁽²³⁾ 金はそれを厳しく更定したのである。

役人に對する罰則を重くする一方、民衆に捕蝗を促す策も実施された。

宋朝は、老若男女を問わず、蝗を捕えた分に応じて褒賞を与えること
にした。褒賞は錢であつたり、穀物であつたりした。蝗に襲われて一番
苦しむのは自分達であるから、民衆はこれで治蝗作業に一段と力を入れ
たことであろう。漢代に初見するこの策は、たいへん大きな効果があつ
たようで、宋以後には、しばしば実施された。

金朝では捕蝗図が配られた。

（泰和八年七月乙巳）詔頒捕蝗圖于中外、（『金史』卷一二、章宗紀）
捕蝗図の詳しいことは分からぬが、その名から察して、捕蝗の方法
を分り易く図示したものに違ひない。後世続々と著された治蝗書にも図
を使用したものは稀で、金がこれを広く配布したのは、先進的な考案と
言うことができる。

『救荒活民書』には、また捕蝗法を印刷し手傍にして民衆に告示する方法が説かれている。

一、附郭鄉村、即印捕蝗法、作手榜告示、每米一升、換蝗一斗、不問婦人小兒、攜到即時交与、如此、則回環數十里内者、可尽矣、
（『救荒活民書』拾遺、捕蝗法）

ただしこれは図ではなかつたようである。

六 防蝗の徹底

積極さを増した蝗災対策は、捕蝗から防蝗へと進展する。これまで飛来した時もしくは発生した時点で捕えてきたが、それを土中にある卵の段階で根絶やしすることに力が注がれるようになる。すなわち蝗災の予防である。

卯まで掘撲すべしという命令は、宋の神宗の熙寧八年に初めて出された。

臣謹按、熙寧八年八月詔、有蝗蝻處、委縣令佐、躬親打撲、如地里广闊、分差通判職官監司提挙、仍募人、得蝻五升、或蝗一斗、給細色穀一斗、蝗種一升、給粗色穀二升、給価錢者、作中等實直、仍委官燒瘻、監司差官員、覆按以聞、即因穿掘打撲、損苗種者、除其稅、仍計價、官給地主錢、數母過一頃、則本朝之法、尤為詳悉、（『救荒活民書』卷二、捕蝗の条）

この後、孝宗の淳熙八年に出された敕では、蝗子掘撲は必須の事と定められた。その条文は前章に『救荒活民書』拾遺所引として掲げたものである。しかしこの徹底した対処法は、宋代には國中に行き渡らなかつた。軌道に乗つたのは元代になつてからである。

宋の董煟はそれがなかなか進まない状況をみて、次のように述べている。

煟竊謂、本朝捕蝗之法甚嚴、然蝗虫初生、最易捕打、往往村落之民、惑於祭拜、不敢打撲、以故遺患未已、是未知姚崇・倪若水・盧懷慎之弁論也、臣今錄于後、或遇蝗蝻生發去處、宜急刊此、作手榜散示、煩士夫父老、転相告諭、亦開曉愚俗之一端也、（『救荒活民書』拾遺）

元朝では、蝗の遺子退治は毎年十月の恒例行事となつた。『元史』食貨志、農桑の条に、それが記されている。

毎年十月、令州縣正官一員、巡現境内、有虫蝗遺子之地、多方設法除之、某用心周悉若此、亦仁矣哉、（卷九三）

明代になると治蝗に関する優れた論文が著された。徐光啓の「除蝗疏」である。この中には蝗の発生時期、発生地域、治蝗の歴史、退治の方法などが、極めて緻密に説明された。「除蝗疏」の内容ならびに評価については、天野氏や鄒氏の論考に詳しいので、ここでは蝗災の予防法を説く一段にだけ触ることにする。

一、後事翦除之法、：臣按、蝗虫下子、必拔堅垎黑土高亢之處、用尾栽入土中下子、深不及一寸、仍留孔竅、且同生而群飛群食、其下子、必同時同地、勢如蜂窩、易尋覓也、一蝗所下十余、形如豆粒、中止白汁、漸次充実、因而分顆、一粒中、即有細子百余、或云、一生九十九子、不然也、夏月之子、難成、至春而後生蝻、故遇臘雪春雨、則爛壞不成、亦非能入地千尺也、此種伝生、一石可至千石、故冬月掘除、尤為急務、且農力方閑、可以從容搜索、官司即以數石粟易一

石子、猶不足惜第、得子有難易、受粟宜有等差、且念其衝冒嚴寒、

尤應厚給、使民樂趨、其事可矣、（『農政全書』卷四四、荒政、除蝗

疏）

この部分を見るだけでも、「除蝗疏」がこれまでの生態関係記録や「救荒活民書」などに比べ、はるかに優れていることが分かる。知識が実に豊富であり、技術は的確である。徐々に改良が進む一部の技術を除けば、後世にも「除蝗疏」をしのぐ治蝗論文は少ない。清代に続々と著された治蝗書の多くも「除蝗疏」を引用というよりもそのまま使用し、そこに僅かな自説を加えたに過ぎない。⁽²⁴⁾

ところがこの「除蝗疏」は、後世にそのままの形では伝えられなかつた。「除蝗疏」は徐光啓の没後、「農政全書」中に収められて世に広まつたが、「農政全書」刊行の際、その中に「蝗は蝦子が変化したもの」という一文を挿入した者がいたのである。⁽²⁵⁾これは第四章で述べた、古くから信じられてきた説である。

僅かではあるとはいっても、この改竄行為は「除蝗疏」自体の価値を損じ、しかもこの後に出る多くの治蝗書を誤らせることになった。たとえば清代大いに流布した陳芳生の『捕蝗考』にも、この一文が入っている。結局この行為によって、蝗の神秘は完全には剥がされず、西欧の進んだ昆虫学が入ってくるまで蝗は不思議な昆虫でありつづけた。「除蝗疏」に加えられたこの行為は、古来の神秘的思想や迷信が、明代末なおも人々の間に強力に息衝いていたことを見せつける。

た治蝗の詔を幾つか引いてみよう。

康熙三十二年十月初十日、

上諭内閣、聞山東今年田收之後、九月中、蝗螟叢生、心已遺種於田矣、而今歲雨水連綿、來春少旱、蝗則復生、未可知也、先事予図、可不為之計歟、乘時竭力、尽耕其田、庶幾蝗種瘞於土而糜爛、不復更生矣、若遺種即有未尽、來歲復萌、地方官、即各於疆理、區画逐捕、不使滋蔓、其亦大有益也、命戶部速牒直隸・山東・河南・山西・陝西巡撫等、示所領郡縣、咸令悉知、田則必於今歲、來春皆勉力耕耨、蝗螟之災、務令消滅、若郡縣有不能盡耕耨其田者、蝗或更生、則必力為捕滅、毋使蝗災為吾民患、（『古今圖書集成』食貨典卷八六）

康熙三十三年四月十三日

上諭内閣、朕處深宮之中、日以閨闥生計為念、每巡歷郊甸、必循視農桑、周諮耕耨、田間事宜知之、最悉誠能、予籌稽事、廣備災祲、庶幾大有裨益、昨歲因雨水過溢、即慮入春微旱、則蝗蟲遺種、必致為害、隨命伝諭直隸・山東・河南等省地方官、令曉示百姓、即將田畝、亟行耕耨、使覆土尽压蝗種、以除後患、今時已入夏、恐蝗有遺種、在地日漸蕃生、已播之穀、難免損蝕、或有草野愚民云、蝗虫不可傷害、宜聽其自去者、此等無知之言、切宜禁絕、捕蝗弭災、全在人事、（『古今圖書集成』庶徵典卷一八一）

康熙三十四年正月二十六日

上諭内閣、去歲於直隸・山東・河南・山西・江南諸省、下詔捕蝗、諸郡國、盡皆捕滅、蝗不為災、農田大獲、惟鳳陽一郡、未能

さて清代になると、防蝗の徹底が至上命令となる。次に康熙帝が出

尽捕、去歲雨水連綿、今歲春時、若或稍旱、蝗所遺種、至復發生、遂成災沴、以困吾民、未可知也、凡事必予防而備之、斯克有濟、其下戸部速勅直隸・山東・河南・山西・陝西・江南諸巡撫、準前制、亟宜耕耨田畝、令土壅蝗種、毋致成患、若或田畝、有不能盡耕者、

蝗始發生、即力為撲滅、毋使滋蔓為災、（『古今図書集成』食貨典卷

八六）

これら一連の詔には、蝗を殺すことに対する躊躇など全くない。蝗は発生し滋蔓する以前、すなわち土中にあるうちに糜爛すべきことが力説されている。三十三年の詔は「蝗は人災である」と断言し、三十四年の詔は、「蝗災で重要なのは予防だ」と告げている。

続く雍正帝も、蝗の報告に接すると、康熙帝とかわらぬ毅然とした人災論で応じた。次には『雍正朱批諭旨』から二つの詔を引いておく。

蝗蝻一事、人力境可以勝之、硝然無疑者、捕不尽力、一令飛起、為害不小、地方官百姓、多有憚於撲捕、倖免督責、往往隱而不報、爾當時加訪察、嚴行飭諭、方收实效、在爾東省、此事尤為緊要、年年春夏秋、務宜留心、毋得少忽、慎之慎之、（雍正五年四月二十八日付、山東巡撫塞楞額の報告に対して）

蝗蝻為災与否、猶屬人力所能、転移之事、其加意訪查、一有生發、

即督飭將備等員、尽力撲捕、務俾消滅、倘稍延緩、致令飛起、則其害不可勝言矣、勤慎為之、（雍正八年五月二日付、署理直隸管承沢の報告に対して）

清代でも、蝗が発生すると朝廷では天災論が説かれ祭神が進言された。しかしそれはもう蝗災時につきものの伝統的、形式的な言辞に過ぎなかつた。実際には、どこまでも捕蝗防蝗の徹底が論じられた。

むすび

蝗災対策史といえば、つい殺虫技術の発達に目を遣りがちであるが、中国においては、そこにまた古来の神秘的迷信的思想からの脱出と、討除体制の整備運用という重要な側面があつたことを忘れてはならない。

これは何れも為政者の問題である。一般民衆は蝗に對してどうであつたかといえば、いつまでも無知であつた。それは清代になつても殆ど変わらなかつた。⁽²⁶⁾ 従つて治蝗が成功するか否かは、ひとえに為政者側、つまり皇帝から官僚、僚属までが、蝗をただの一昆虫と認識し、そして民衆をいかにうまく教育指導するかにかかっていた。ところが蝗を天災とする見方は根強く、それは順調には進まなかつた。

長い時間の経過は、対策を少しずつ実りあるものにしていったが、蝗を人災と見極めるなど、治蝗に必須の条件がひととおり満たされたのは、やつと清代のことであった。「蝗災は人の力で必ず防止できるもの。」「蝗災は行政の失から起るもの。」皇帝自身の口からこうした断固とした言葉が發せられるまでには、実に長い時間がかかつたものである。

飛蝗は一旦始まると、群生相という密度に対する特殊な反応形式によつて、侵入と発生が繰り返されていく。これを完全に終結させることができるのは、天敵と組み合わされた悪天候しかないと。現在国連にはバッタ情報センターが設けられ、各國が協力して農薬の散布などを行つ

ているが、しかし蝗災は世界で跡を絶たない。

人の力でこの蝗災を断とうとすれば、蝗に群生相を生じさせる恐れのある生育環境を改変するのが最良の方法である。そこで人民中国では、

蝗の発生地である黄河や長江の下流、淮水流域などの湿った草原地域を開墾し、治水事業を進めた。これで蝗の発生基盤は根本消滅すると期待された。⁽²⁷⁾ ところが近年のニュースによれば、大河川の水量が減り、そこに連年の旱魃が加わって一部地域で蝗が発生しているという。まことに自然の力は強大である。中国の蝗との戦いは、まだまだ終わりそうにない。

註

- （1）トビバッタの生態については、次の論著を参考にした。馬世駿「東亜飛蝗在中国的發生動態」（『昆虫學報』第八卷第一期、一九五八）、伊藤嘉昭・桐谷圭治「動物の数は何できるか」（一九七二）、奥井一満「農耕文化が育てたバッタの仲間」（『科学朝日』一九七八一三）など。
- （2）鄧拓「中國救荒史」（一九三七）（北京出版社再刊、一九九八）、天野元之助「徐光啓の『農政全書』と除蝗考」（『松山商大論集』第一卷四号、一九五〇）、加藤繁「支那の害虫駆除法に就いて」（『支那經濟史考証』下巻、一九五三）、周堯「中国早期昆虫学研究史（初稿）」（一九五七）、鄒樹文「論徐光啓『除蝗疏』」（『科学史集刊』六、一九六三）、澤田瑞穂「驅蝗神」（『東方宗教』第一号、一九七八、「中国の民間信仰」所収、一九八二）。
- このほかにも、蝗に関する文化を扱った著述が多い。その幾つかをあげておく。

今井洧「支那の蝗災」（『ひのもと』一九四三一三）、小西正泰「害虫戦争の軌

跡（二）」（『今月の農業』第二〇卷二三号、一九七六）、閔宗殿「養鴨治虫与『治蝗伝習録』」（『農業考古』一九八一第一期）など。

（3）『呂氏春秋』卷一八、不屈

匡章謂惠子於魏王之前曰、蝗螟、農夫得而殺之、奚故、為其害稼也、

『史記』卷六、秦始皇本紀

（秦始皇四年）十月庚寅、蝗蟲從東方來、蔽天、

（4）『春秋』には、桓公五年から哀公十二年に至る間に十一の「螽」字が現れる。

桓公五年秋の杜注によれば、螽は𧈧の属だという。

𧈧之属為災、故書、

𧈧というのは、渡辺温氏の『訂正康熙字典』によれば、ハタオリと訓じてある。ハタオリは蝗とは違う。ハタオリは蝗のように大きな害を与えることはない。そこで正義を見てみると、

正義曰、积虫云、𧈧螽、𧈧𧈧、楊雄方言云、春黍、謂之𧈧𧈧、陸機毛詩云、幽州人、謂之春筭、春筭即春黍、蝗類也、長而青股鳴者、或謂、似蝗而小班黑、其股狀、如璣瑣、又五月中、以兩股相切作聲、聞十數步、爾雅又有𧈧螽、土螽、樊光云、皆𧈧𧈧之属、然則、螽之種類多、故言屬以包之、傳稱、凡物不為災、不書、知此為災故書、

とある。ここには螽は蝗の類であると云っている。但し蝗そのものとは云つていいない。

『漢書』五行志を見てみると、螽は蟬・螟といった害虫と並べて記されている。その螽に付された顏師古の注には、

師古曰、螽即阜螽、即今之蝗虫也、螽音終、蝗音之庸反、

とある。螽は「チヨウ」と読むとカイコの意となるが、『集韻』によると、

諸容切、音鍾、蝗也、或作𧈧、

とあって、師古が注した「シヨウ」という音では蝗の意となる。そして阜螽の阜は大の意であるから、そうすると師古は螽をオオイナゴと解したことになる。蝗は飛行用に体が巨大化している。師古の云うオオイナゴとは、その点を捉えた名に違いない。

『春秋』に見える螽については、このように様様な解釈があるが、筆者は師

古のように戸と解釈するのがよいと思う。

阜螽という名は、『詩』の国風、召南に初見する。

阜螽、蠼螋草虫、趯趯阜螽、未見君子、憂心忡忡、亦既見止、亦既觀止、我心則降、

この阜螽については、毛亨の伝には、

阜螽、螽也、

とあり、孔穎達の疏には、

正義曰、：螽，李巡曰、蝗子也、陸機云、今人謂蝗子為螽子、兗州人、謂之螽、許慎云、蝗螽也、蔡邕云、螽蝗也、

とあって、諸家はいずれも、これは蝗の子だとする。すでに阜螽はオオイナゴと理解したが、これによればオオイナゴの子も、阜螽と呼ばれていたようである。

螽斯羽、説説兮、宜爾子孫、振振兮、（国風、周南）

五月、斯螽動股、（国風、幽）

螽斯と斯螽を蝗と判断するのは、詩が螽斯の繁殖力の高さを歌つてゐること、そして注疏が螽斯も斯螽も同じものと云つてゐることによる。

ところで、『詩』にはまた螟・螣・螽・𧔧といつた虫がでてくる。

既方既早、既堅既好、不稂不莠、去其螟螣、及其蟊𧔧、無害我田穉、田祖有神、秉畀炎火、（小雅、甫田之什、大田）

これらの虫が何かといふと、毛氏の伝には、

食心曰螟、食葉曰螣、食根曰螽、食節曰𧔧、

とあり、孔氏の疏には、

正義曰、皆积虫文、李巡云、食禾心為螟、言其姦冥冥難知也、食禾葉者、

言仮貸無厭、故曰螟也、食禾節、言食很、故曰𧔧也、食禾根者、言其稅取萬民財貨、故云螽也、孫炎曰、皆政貪所致、因以為名也、郭璞曰、分別虫啖禾所在之名耳、螟与螣、螽与𧔧、古今字耳、郭璞直以虫食所在為名、而

李巡・孫炎、並因託惡政、則災由政起、雖食所在為名、而所在之名、緣政所致理為兼通也、陸機疏云、螟似子方、而頭不赤、螣蝗也、𧔧似桃李中蟲虫、赤頭身長而細耳、或說云、螽、𧔧、𧔧也、食苗根為人患、許慎云、吏犯法則生螟、乞貸則生螣、旧說、螟螣螽𧔧、一種虫也、如言寇賊姦宄、内外言之耳、故犍為文學曰、此四種虫、皆蝗也、实不同、故分別狀之、

とある。以上に見える諸説をまとめると、螟螣螽𧔧はそれぞれ別の虫であるとする説と、四つともみな蝗を指しているとする説に分かれる。後世になると、四つとも全部を蝗と解する学者が多くなる。

しかし全部を蝗とするのは疑問である。古い説はみな、螟螣螽𧔧賊という文字の別は、食べた植物の部位によると云つてゐるし、蝗は大食だとはいっても、しかし茎の中から生まれ出たり、土中の根を好んで食べることはない。だいいち詩の文自体があらゆる虫をとり上げているように見える。

螟螣螽𧔧というのは、おそらく食べた植物の位置で分けた、昔の大まかな害虫区分であろう。確かに葉を食べる虫の中で蝗は最も恐れられたから、螣は蝗と見ても大過あるまい。しかし『詩』の螟螣螽𧔧の四文字は、蝗を含む全ての害虫を指したと見るのが無難に思う。

因みに渡辺氏の『訂正康熙字典』は、螟をズイムシ、螣をハクイムシ、螽をネキリムシ、𧔧をフシクaimシと訓じてゐる。これは植物のどの部分を食べたかで虫を分けた説にそのまま従つた訓み方である。

(5) 「蝻」字は唐宋の頃に現れ、以後、蝗の子をさすときには「蝻」が最もよく使われる。ところが『康熙字典』に、この字はない。清の顧彥の『治蝗全法』は、「蝻」字の由来を次のように考察してゐる。

蝻、於春秋及爾雅、曰蠋、曰𧔧、曰蠋、皆蝗未有翅之称也、蝻乃蠋字之誤、蓋因篆体籀字、与南相似、故誤作蝻、是以字典止有蠋字、而無蝻字也、

（卷三、蝻蝗字考）

(6) 蝗を穴埋めにして殺すという方法は、王充『論衡』の順鼓篇に見える。

蝗虫時至、或飛或集、所集之地、穀草枯索、吏卒部民、塹道作塹、榜驅內於塹塹、杷蝗積聚、以千斛数、正攻蝗之身、蝗猶不止、况徒攻陰之類、兩安肯齋、

火で虫を焼殺するというのは、『詩』に初見する。註⁴にも引いた小雅、大田の詩である。

既方既早、既堅既好、不稂不莠、去其螟螣、及其蟊賊、無害我田穉、田祖有神、秉畀炎火、

鄒樹文氏は前掲論文の中で、これを「火で虫を退治したというのではなく、冬の焼畑の際に行われた習慣であろう」と解釈した。しかし蝗を焼殺するのは、蝗退治のごく自然な発想であり、上古より普通に行われていたことであろう。

螟螣蟊賊とは註⁴で述べたように、蝗を含む害虫類のことである。よつてここに記された行為は、害虫の焼殺を目的としたものと解したい。天野元之助氏も、これを害虫の駆除と見ていている。(『中国社会経済史』殷周之部、一九七九)

(7) 『元史』卷一九二、良吏二、劉秉直伝には七月の蜡祭が見える。

この他、陳正祥氏が『中国方志的地理学価値』(一九六五、香港中文大学出版)第五章に集収した、八蜡廟の資料には、

春秋、編祭、(『懷柔縣新志』)

仲春仲秋上戊日、致祭、(『薊州府志』)

每歲春秋戊日、僚屬分祭、(『唐縣志』)

などとあり、蜡の恒例の祭日も昔とは違うことが分る。

(8) 註⁷の陳氏の論文に詳しい。

(9) 『史記』卷一二、武帝紀にも同文がある。

(10) 『詩』の国風、周南には、

螽斯羽、説誅兮、宜爾子孫、振振兮、
とある。この句には蝗の凄まじい繁殖力が捉えられており、周の昔から、蝗が恐れられたばかりでなく、祟められもしたことが推察できる。後世、蝗を瑞象と見る者がいたのも、何ら不思議でない。

初重華末年、有螽斯虫、集安昌門外、緣壁逆行、都尉常拵諫曰、螽斯是祚小字、今乃逆行、災之大者、願出之、重華曰、子孫繁昌之徵、何為災也、(『魏書』卷九九、張寔伝附張祚伝)

(11) 狩野直喜『中国哲学史』(一九五三)、同『兩漢學術考』(一九六四)、鈴木

由次郎「董仲舒」(『講座東洋思想』II所収、一九六七)、富谷至・吉川忠夫訳注『漢書五行志』(一九八六)

(12) 劉知幾『史通』卷一九、五行志錯誤、五行志雜駁

(13) 『漢書』卷二七中之上、五行志中之上

庶徵之恒陽、劉向以為、春秋大旱也、：釐公二十一年夏、大旱、：董仲舒、劉向以為、齊桓既死、諸侯從楚、釐尤得楚心、楚來說、獻捷、穰宋之執、外倚彊楚、炕陽失衆、又作南門、勞民興役、諸雩、旱、不雨、略皆同說、

顏師古は炕陽に、次のように注している。

師古曰、凡言炕陽者、枯涸之意、謂無惠沢於下也、

(14) 註⁴参看。

(15) 「漢光武詔曰」とあるのは、孝明帝の誤り。この文は『後漢書』紀二、永平三年春正月癸巳の条にある。拙稿第三章の末に引用している。

(16) 周堯氏は前掲『中国早期昆虫学研究史』第二章第一節、害虫防除の歴史の中で、この記事をもとに「在公元七一三年的唐代、政府設有治蝗的專門人員、由宰相姚崇建議設立“捕蝗吏”、並且在防除上收到了很大的效果、相傳“掘溝捕蝗”的方法就是由他發明的」と論じ、この時はじめて治蝗の専門員が置かれたとしている。但し掘溝捕蝗については、註⁶に述べたように既に『論衡』の中にその方法が記されている。

(17) 唐代まで僅かしかなかつた正史中の治蝗記事は、五代以降、次第にその数を増していく。因みに『新五代史』卷九、出帝本紀を見てみると、続々と各種の捕蝗策が現れる。

(天福八年)夏四日庚午、：供奉官張福率威順軍、捕蝗于陳州、五月、泰寧軍節度使安審信捕蝗于中都、：甲辰、以旱蝗大赦、六月庚戌、祭蝗于臯門、：秋七月甲辰、供奉官李漢超帥奉國軍、捕蝗于京畿、八月丁未朔、募民捕蝗、易以粟、：

(18) 科学技術が古来の神秘思想から脱して発達する様は、薮内清「中世科学技術史序説」(『東方学報』京都第三二冊)や同氏「中世科学技術史の展望」(『中國中世科学技術史の研究』所収、一九六三)などから概観できる。

(19) これとほぼ同じ文が『芸文類聚』卷一〇〇、災異部所収の『趙書』にあり、

こちらには年時が記されている。

石勒十四年五月、飛蝗穿地而生、二十日化如蠶、七八日作虫、四日則飛、周徧河朔、百草無遺、唯不食三豆及麻、

(20) 前掲天野氏の「徐光啓の『農政全書』と除蝗考」には、「古今図書集成」所引の蝗災記事を集計した「王朝別・世紀別にみた蝗災発生年表」がある。周堯氏の『中国早期昆虫学研究史』の付録には、「中国早期昆虫学研究年表」と、多數の文献をもとにした二〇頁を越す「歴代蝗虫灾害統計表」がある。

陳正祥氏の『中国方志的地理学価値』の第五章には、蝗神廟の分布から見た中国の蝗災地域や、明代華北平原における蝗災発生の頻率などが、多数の地志をもとに図示されている。

(21) 蝗退治にどれほどの人が動員されたかと云うと、『元史』卷二六〇、王磐伝にその数を見る事ができる。

(磐) 出為真定・順徳等路宣慰使、蝗起真定、朝廷遣使者督捕、役夫四萬人、以為不足、欲牒鄰道助之、磐曰、四萬人多矣、何煩他郡、使者怒、責磬狀、期三日尽捕蝗、磬不為動、親率役夫走田間、設方法督捕之、三日而蝗尽滅、使者驚以為神、

これによつてそのとき極めて多くの人々が働いたことが分かる。また徐光啓の「除蝗疏」には、一邑一郡の力を以てしても困難な作業であったことが、次のように記されている。

臣按、已上之諸事、皆須集合衆力、無論一身一家、一邑一郡、不能獨成其功、即百舉一毀、猶足覆事、

(22) この勅は『宋史』卷三五、孝宗紀に、

(淳熙九年八月) 手子、定諸州官捕蝗之罰、

あるのがそれである。

(23) 仁井田陞「金代刑法考」(『中国法制史研究』刑法篇所収、一九五九)、葉潛昭『金律の研究』(私家版) 参照。

(24) 清代の治蝗書については、前掲した天野、加藤、周氏らの論考に解説されている。

(25) 前掲鄒氏の論文の第六章、陳子竚改『徐蝗疏』及其原因。

(26) 清代に出版された諸の治蝗書は、人々の無知識を憂え的確な治蝗技術を教

授しようと著されたのであるが、人々が神を祭ることには必ずしも否定的でなかつた。たとえば顧彥の『治蝗全法』には、

遇蝗持神、只心持本處之山川・城隍・里社・邑厲、以及閔聖帝君・火神・劉猛將軍而已、其余淫祀、無庸多及、且須一面袞、即一面捕、切勿以為佑

必有靈、可不驅捉、蓋設無靈、則悔無及矣、(卷一、蝗宜初捕並行)

とあり、祭神行事を治蝗作業と平行して行うべきだと說いている。但し靈威に頼りすぎてはいけないと戒めてはいる。

(27) 周堯氏は前掲『中国早期昆虫学研究史』第二章第二節、蝗虫問題の中で、「地有高卑、雨沢有偏被、水旱為災、尚多倖免之處、惟旱極而蝗、数千里間、草木皆尽、或牛馬毛幡幟皆尽、其害尤慘、過於水旱、但中華人民共和国成立以來、隨着封建社会的消滅、這些災害都已經為中國人民所戰勝、並且將被根本消滅掉」と述べている。

追記

拙稿を記すに際し、東洋学の勝村哲也、米田賢次郎、吉井和夫、昆虫学の小西正泰、伊藤嘉昭の諸先生から、懇切なご教示と貴重な資料を頂戴した。しかし筆者の怠慢から成稿が甚だ遅れてしまつた。ここに深く感謝するとともにお詫びを申し上げる。